

○財務省告示第三百四十一号

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第一条の二第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する傷害共済に係る契約を指定する等の件(昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年七月二十六日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成十六年七月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とする。